

總行行第541号
總行經第4号
令和7年12月16日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県財政担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市行政改革担当局長

} 殿

總務省自治行政局行政課長
(公印省略)
總務省自治行政局行政経営支援室長
(公印省略)

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な運用等について（通知）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされています。

総務省においては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（令和 7 年 6 月 26 日付け総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知）等により、地方公共団体に対し、適切な価格転嫁のための取組として、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入等の取組を行っていただくよう依頼してきたところです。

この度、国の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組を踏まえ、地方公共団体の入札・

契約手続において留意いただきたい事項を下記のとおりお示しますので、貴職におかれましては、適切な価格転嫁に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用について

(1) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入等

関係省庁においては、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定することとされている。関係省庁における当該基準の設定状況については、別途、情報提供する予定であるので、各地方公共団体においては、当該基準の設定状況も参考にして、速やかに低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入（既に導入している場合においては、必要に応じて、低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し）について検討されたいこと。

(2) 低入札価格調査事項等の事前周知

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、低入札価格調査制度を適用する案件に係る入札公告・入札説明資料等において以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知することが適当であること。

- ① 当該入札において、低入札価格調査制度を適用している旨
- ② 低入札価格調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ③ 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること
- ④ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること

最低制限価格制度を適用する案件に係る入札公告・入札説明資料等においても、上記①のとおり、同制度を適用している旨を記載することが適当であること。

(3) 低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合においては、当該調査結果を踏まえつつ、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に基づき適切に監督・検査を行い、その結果を、次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映すること。

すなわち、例えば、低入札価格調査において履行能力があると判断したが、実際の執行において現に問題が生じた場合には、次回以降の調達における仕様書において、より詳細に仕

様を記載する、又は、低入札価格調査の項目を充実させる等の措置を講じていただきたいこと。

2. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大について
落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、
ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
第 167 条の 10 の 2 第 1 項の総合評価落札方式の活用を検討されたいこと。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について」（令和 7 年 9 月 5 日付け総務省
自治行政局行政課長通知）も参考とすること。

3. 支庁・支所、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人等への周知について
上記 1 及び 2 の取組を含め、適切な価格転嫁に向けた取組については、支庁・支所、一部事務組合及び広域連合等に対しても周知徹底を図ること。
なお、地方独立行政法人に対しても、こうした地方公共団体における取組も参考に、適切な
価格転嫁に向けた取組を促進すること。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔令和7年12月16日
府省庁等申合せ〕

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

2. 低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。

3. 期中改定等の徹底

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部局の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。

4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等

官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1から3までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1から4までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における1から5までの取組状況も含め、令和7年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。

財計第2918号
令和7年 6月17日
一部改正：令和7年12月16日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局長 宇波弘貴

円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等について（依頼）

令和6年9月30日付「低入札価格調査制度の実態調査について（依頼）」（以下、「令和6年実態調査」という。）により当省と中小企業庁において実施した調査の結果を踏まえ、低入札価格調査制度の在り方のみならず、官公需を中心とした公共調達の在り方について「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定。以下「新資本実行計画」という。）及び「経済財政運営と改革の方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）により運用の見直しを行うこととされたところ。

このため、低入札価格調査に関する事務を行うに当たっては、より実効性のある調査となるよう、下記に留意することとし、その旨貴省庁関係部局にも周知徹底願いたい。なお、今後、低入札価格調査制度の実態調査を再度行うことを予定しており、その結果を踏まえて、更なる制度改善の措置を実施する場合があるので、ご承知おき願いたい。

記

1. 低入札価格調査制度の適切な運用の徹底

（1）低入札価格調査制度に関する法令遵守について

低入札価格調査制度は、

- ① 各省各庁の長が、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成し（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条）、
- ② 入札の結果、入札価格が、①の基準（以下「調査基準」という。）に該当する

こととなったときは、低入札価格調査をしなければならない（予決令第86条）とされている。しかしながら、令和6年実態調査の結果、調査基準に該当する請負契約について、低入札価格調査を実施していない契約が存在することが判明した。

新資本実行計画において官公需も含めた価格転嫁・取引適正化のための「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行することとされており、この中で低入札価格調査制度について運用見直しを実施することとされている。このため、今後の低入札価格調査制度の運用に当たっては、

- ・ 予定価格が1,000万円を超える請負契約については低入札価格調査を導入すること
- ・ 入札価格が調査基準に該当している場合には、調査を確実に実施することとされたい。

（2）低入札価格調査事項等の事前周知について

入札公告・入札説明資料等において以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知すること。

- ・ 調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・ 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めるこ
- ・ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること

（3）低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を微取する等により確認すること。特に人件費等については、

- ・ 過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、
- ・ 都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているか否か 等

※ 例えば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃（国土交通省告示）、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標などについても可能な限り調査・確認を行うこと。

低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないよう取り扱うこと。

なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき閣議決定された「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の第 2、4（3）に記載された事項に特に留意すること。

（4）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査について

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合においては、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を、次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映すること。

（5）落札者を決定した場合の情報提供

今後、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合についても、上記（3）の観点による調査の内容及び判断理由等を記した資料の提供を求め、当省において更なる運用改善の参考とする予定であるため、ご承知おき願いたい。

2. 公共調達における価格転嫁の徹底について

（1）「国等の契約の基本方針」の確実な実施及び周知徹底

国等の契約における円滑かつ適正な価格転嫁等の推進については、基本方針において国等が講すべき対策が具体的に記載されており、当該対策の実施及び関係機関への周知を徹底すること。

（2）予定価格の適正な作成について

低入札価格調査における調査基準は、各府省において予定価格の一定割合に定められており、予定価格が低すぎると低入札価格であっても低入札と認識されず、予定価格が高すぎると適切な入札価格であっても低入札価格と認識されるという問題が発生する。このため、適切に低入札価格調査が実施されるためには、契約担当官等により予定価格が適正に作成されることが大前提となる。

予決令第 80 条第 2 項において予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされていることから、予定価格の作成に当たっては、漫然と前年度の契約金額を参考にするのではなく、適時の市場調査や最新の各種統計等の結果も参照しつつ、

人件費、原材料費、エネルギーコスト等についての実勢価格等を適正に反映させるため、基本方針第2、4（2）適切な予定価格の作成に記載された事項に特に留意して行うものとする。この際、通常見込まれる価格変動についても適切に反映する必要があることに留意すること。

（3）急激な物価変動に伴う契約変更について

複数年度契約の場合や予期せざる急速な物価上昇が生じた場合等において、適切に契約変更を行わなければ契約の内容に適合した履行を期すことができない場合がある。このため、

- ・ 労務費やエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。特に最低賃金額の大幅な改定があった場合には当該改定に合わせて契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認すること
- ・ あらかじめ契約変更に関する条項及びその適用条件等を契約書に記載しておくこと。なお、可能な場合には公共工事におけるスライド条項等も参考にすること

等の必要な措置を適切に行うこと。なお、対応に当たっては、基本方針第2、4

（4）及び（5）に特に留意すること。

3. 個別の契約事務に係る留意事項について

個別の契約事務に当たっては、次の点に留意すること。

- ・ 価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、必要に応じて総合評価落札方式を積極的に活用すること。
- ・ オープンカウンター方式を採用する場合において、緊急時の対応が必要となるときは、必要に応じて地域要件を設定することも考慮しつつ、上記1. 及び2. の内容を踏まえ、適切に対応すること。
- ・ 契約内容を履行するにあたって、契約内容を分離又は分割することがより効果的・効率的な履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を活用すること（基本方針第2、2（2））。

4. 府省庁等申合せについて

府省庁等において、別紙「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和7年12月16日府省庁等申合せ）のとおり申合せがなされたことから、これについても確実に対応されたい。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔令和7年12月16日
府省庁等申合せ〕

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

2. 低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。

3. 期中改定等の徹底

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部局の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。

4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等

官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1から3までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1から4までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における1から5までの取組状況も含め、令和7年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。